

市貝中学校いじめ防止基本方針

【学校のいじめに対する基本認識】

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、すべての生徒がいじめを行わず、さらに、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響やその他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止のための対策を行う。加えて、いじめの防止などの対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域住民、家庭その他関係者の連携の下、いじめ問題を克服することを目指す。

【いじめ問題対策委員会】 いじめ防止等に関する措置を組織的、実効的に行うため設置する。

【校内】

校長 教頭 学年主任 生徒指導主事
教育相談係 養護教諭 該当生徒担任
スクールカウンセラー

【家庭地域等】

PTA 会長
学校評議員

【外部専門家・関係諸機関】

茂木警察署 弁護士
福祉の専門家 医療機関
市貝町教育委員会 県教委

委員会の役割

- ①本校いじめ防止基本方針の策定と定期的な見なおし。
- ②いじめ防止についての必要な情報を収集・把握・共有。
- ③いじめの疑いのある場合、速やかな調査の実施、事実関係の確認。
- ④いじめが認知された場合、必要に応じて外部専門家等の助言を受け、保護者との連携のもと、被害生徒へのケア、および加害生徒への適切な指導など、解消に必要と考えられる取組や対応の実施。
- ⑤全教職員に必要な情報を共有。協力してケアおよび対応に臨む。

【いじめの防止】

いじめの発生を未然に防ぐために、学校組織として、以下の通り取り組む。

- ①学業指導の充実（生徒の「自尊感情」「自己有用感」「集団への帰属意識」を高める工夫）
 - (ア)生徒が学習意欲を高め、学習内容の理解を深め、学校生活に対する不安、ストレスを高めず、自信をもって過ごせるよう取り組む。
 - (イ)学級集団の一員として、個人の学級内での役割（一人一役等）を明確にし、認め、励ますことを日常の生活の中で意図的に行う。また、体育祭や文化祭などの学校行事に学級集団として取り組む姿勢を共有させるようにする。
 - (ウ)全ての教育活動の中で、生徒の良い変容や、活躍、褒めたことなどを共有する。
- ②生徒主体の「いじめ防止活動」の推進
 - (ア)生徒会が主体となり「いじめ防止サミット」（いじめ防止に関する委員会活動）を奨励し、生徒全体のいじめに関する関心を高める。
 - (イ)「いじめゼロ宣言」など、主体的・自発的活動に発展するような活動を推進する。
- ③相談面接体制並びに実態把握のための校内体制の整備・充実
 - (ア)「報告・連絡・相談・記録・確認」の徹底。
(特に養護教諭・SC・SSW・適応指導教室担当との連携)
 - (イ)週1回の学年主任会・生徒指導部会を時間割に位置付け、各学年間の悩みをもつ生徒の情報交換やいじめの早期発見、予防体制を整える。

(ウ)教育相談の実施に当たっては、必要に応じて関係機関との連携を図る。

④教職員研修の充実

(ア)教職員がいじめについての理解を深め、共通理解のもと、いじめの未然防止や早期発見、適切な対応がとれるよう、研修等を実施し教職員の意識向上に取り組む。

②家庭・地域への啓発

(ア)家庭、地域と密接に連携し、生徒を見守り、育む体制の整備に努める。

(イ)家庭、地域に対し、いじめの疑いのある場合には、学校や関係機関等との連携に努めることについて啓発を行う。

【いじめの早期発見】

①実態把握の取り組みの充実

(ア)奇数月（年5回）に「いじめや悩み」に関する調査を実施。うち、長期休業明けの9月、1月は家庭で記載し回収。結果を全職員が共有。

(イ)年2回のQ-Uの実施。

(ウ)「あゆみ」を通して、生徒個々の悩みの把握。

(エ)教育相談での（定期：4・9月、他は随時）実態把握。

(オ)家庭訪問、保護者会、二者懇談、三者懇談での情報収集。

(カ)小・中学校間での適切な引継ぎ。（配慮を要する生徒への共通理解）

②学級担任、部活動顧問、教科担当、養護教諭、SC、SSW それぞれが十分に連携を図り、生徒の変化に敏感に反応する。

③生徒や教職員からの情報などいじめの疑いのある場合は、教職員が協力して情報の収集・記録・共有を行い、事実把握をする。

④いじめの疑いのある場合には、いじめ問題対策委員会の対応を受け、対策会議を開き、迅速かつ適切に必要な調査や事実関係の聴取等を行い、実態把握をする。

⑤関係機関などの学校以外の相談窓口について、生徒や保護者に対して周知や啓発を図る。

⑥インターネット、スマホ等でのネットいじめの早期発見・解決のため、保護者と緊密に連携をとる。

【いじめの事案への対応】

(ア)いじめへの初期対応（発見・相談を受けた場合）

いじめと疑われる行為を発見した際には、その場でその行為を直ちにやめさせる。生徒や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。いじめの兆候がある場合には、早い段階から的確に関わりをもつことが必要である。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。また、正確かつ迅速な事実関係の把握に努めるとともに、事実を隠すことなく、保護者などと協力して対応する体制を整える。

(イ)組織的対応

教職員は一人では抱え込まず、学年主任をはじめ生徒指導主事などの関係教職員に報告し、「いじめ問題対策委員会」で情報を共有する。その後は当該組織が中心となり、速やかにその指導・支援体制を組み、対応の組織化を図る。

(ウ)いじめられた生徒又はその保護者への支援

いじめられている生徒から、事実関係の聴取を行う。その後、心のケアやさまざまな弾力的措置など、いじめから守り通すための対応を行う。また家庭訪問などにより、正確な情報を適切なタイミングで保護者へ伝え、今後の対応について情報を共有する。

(エ)いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめが確認された場合には、学校は組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。いじめの状況に応じて教

育委員会と連携の上、保護者の理解を得た上で特別の指導計画ほか、警察などとの連携を含め毅然とした対応を行う。

(オ) 集団への働き掛け

「観衆」「傍観者」に対しても、自分の問題としてとらえさせるような教育活動を行う。集団に対していじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる。

(カ) ネット上へのいじめの対応

教職員研修、保護者への啓発、生徒への指導の機会を適切に設けることが未然防止につながる。ネット上の不適切な書き込みなどについては、所轄警察署に連絡するとともに、直ちに削除をする措置をとる。

(キ) 警察との連携

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められる時は所轄警察署と連携して対処し、生徒の生命、身体又は財産に重大な損害が生じる恐れがあるときには直ちに所轄警察署に相談し適切に援助を求める。

(ク) 重大事態への対応

学校はいじめによる重大事態であると判断した場合、上記（ア）～（キ）の対応をするとともに、直ちに市貝町教育委員会を通して、町長へ報告する。また、市貝町教育委員会と連携を図りながら事案に対応するとともに、必要に応じて市貝町教育委員会の調査等に協力する。

【点検・評価】

学校はいじめ防止に関する取組の状況に対して点検・評価し、さらなる実効性のある対策づくりに努める。

平成26年	4月	策定
平成29年	12月	一部改正
令和元年	6月	一部改正
令和3年	3月	一部改正
令和4年	9月	一部改正

【相談窓口】

(学校での相談窓口) 市貝町立市貝中学校 TEL: 0285-68-0104
教頭・担任・学年主任・部活動顧問・生徒指導主事・養護教諭・スクールカウンセラー
(気軽に相談できる先生へ・話しやすい先生へ)

(相談機関の電話番号)

栃木県総合教育センター教育相談部	TEL: 028-665-7211
いじめ相談さわやかテレホン (子ども専用)	TEL: 028-665-9999
家庭教育ホットライン (保護者専用)	TEL: 028-665-7867
栃木県連合教育会教育相談担当	TEL: 028-621-7274
チャイルドラインとちぎ	TEL: 0120-99-7777
家庭教育支援相談等事業「テレホン児童相談」	TEL: 028-665-7788
芳賀教育事務所相談専用ダイヤル	TEL: 0285-82-5274